

第5回地方独立行政法人西都児湯医療センター評価委員会 会議要録

日 時 平成27年8月4日（火）午後7時00分～8時45分
場 所 西都市役所議会委員会室
出席者 黒木正善委員長、落合秀信副委員長、岩本直安委員、
黒木隆子委員、水田祐輔委員
【市役所】 中武康哲地域医療対策室長、
津曲晋也地域医療対策室室長補佐、
金丸修二地域医療対策室地域医療対策係長
【医療センター】 長田直人理事長、安藤敏和事務局長
永野淳二総務課長
【有限責任監査法人トーマツ】 川崎智寛公認会計士

会議経過

- 1 開会
- 2 委員長あいさつ
- 3 議事

（1）地方独立行政法人西都児湯医療センター中期計画（案）について

発 言 者	内 容
委員長	本日の議題は、「地方独立行政法人西都児湯医療センター中期計画（案）について」、「地方独立行政法人西都児湯医療センター業務方法書（案）について」、「地方独立行政法人西都児湯医療センター役員の報酬等の支給基準（案）について」の3件です。 まず、「地方独立行政法人西都児湯医療センター中期計画（案）について」です。前回までの審議を踏まえた上で医療センターが修正（案）を作成していますので、新旧対照表に基づいて説明をお願いします。

発 言 者	内 容
医療センター 事務局	修正、追加等を行った箇所は、朱記しています。 1 ページは、D S A 装置の説明文を修正し、MR I 装置の説明文を追加しています。2 ページは、手術件数と血管内治療件数を変更し、T P A 治療の説明文を追加し、「救急車搬送件数」を「救急車搬入件数」に修正しています。3 ページは、紹介率と逆紹介率の目標値を31%以上に変更し、紹介率と逆紹介率の計算式を修正しています。4 ページは、DM A T の説明文を追加しています。5 ページは、院内医療安全研修会回数を6回から4回に修正し、地域連携クリニカルパスを平成30年度までに1種類の運用を目指す指標を追加しています。6 ページは、「(4) 高度医療機器等の計画的な更新・整備」の文中に、「電子カルテシステムの導入など」を追加し、「高度医療機器」を「高度医療機器等」に修正しています。7 ページは、指標に「(注)専門医、認定医等資格取得数は、平成27年4月1日現在で在籍する常勤医師の保有資格数」という注記を追加しています。10ページは、「1 法人運営管理体制の確立」の後段の表現がトーンダウンした表現ではないかとの指摘がありましたので、修正しています。12ページは、「(1) 収入の確保」の文に「さらに、医療の標準化を進め、より適切な医療を提供しながら収益の確保を図るため、急性期病院として必要なD P C（診断群分類包括評価）の導入に向けた検討を進める。」という文言とD P C の説明文を追加し、指標の平均在院日数の実績値を整数に変更しています。13ページは、ジェネリック医薬品の説明文、その採用率の

発 言 者	内 容
	指標と計算式を追加しています。14ページは、指標の医業収支比率実績値を法人設立後の算定数値に合わせるため「93.21%」に変更し、また、経常損益実績値を千円単位とし、それぞれ目標値を追加し、医業収支比率の計算式を追加しています。15ページは、「第7 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画」を「計画なし」として追加しています。16ページは、医療機器等の整備・更新の予定額として、資料の35ページ「医療機器導入計画（案）」に基づく計画期間中のリース料総額を計上しています。内訳は、電子カルテシステム、生化学などの検査機器や手術用電気メス、透視システムやリハビリの治療用機器などです。
委員長	ただいまの説明に対して、ご意見等がなければ了承したいと思います。 続いて、修正（案）を踏まえて作成された予算、収支計画、資金計画について説明をお願いします。
医療センター事務局	予算（案）、収支計画（案）、資金計画（案）について説明します。 予算、収支計画、資金計画は、地方独立行政法人の趣旨に沿って、市からの運営費負担金の確保を図り、公的使命を果たす経営基盤を維持していくための計画として作成しています。予算は、目標管理の一環として業務執行を規律するもので、中期目標期間における予算を定めております。資金計画は、予

発 言 者	内 容
	算とは違い、法人の業務活動別の資金の流れを一定の活動区分別に表示し、中期計画期間中の資金（現金）の出入りの見通しを明らかにするものです。予算と資金計画は、ともに現金主義に基づく収支を表したものであるため総額は一致します。予算と資金計画は分類の仕方が違います。資金計画は業務活動、投資活動、財務活動の観点に応じて分けており、予算は営業、営業外収益、臨時費用、資本支出の観点で分けています。収支計画は、企業会計の考え方に基づく発生主義により、中期計画期間における損益の状況の見通しを明らかにしたものであり、民間企業における損益計画等に該当します。そのため、差額としての損益状況は、純利益又は純損失として示されます。一般的に損失や利益が発生したという場合の数値は、収支計画の数値がどうであったかということになります。 資料の31ページからは、予算・収支・資金計画等の年度ごとの推移を表した資料です。平成26年度の実績と中期計画の指標をもとに算出した平成28年度から平成30年度までの金額を示しています。32ページの収支計画（案）ですが、中期計画期間3年間の収支で、初年度の平成28年度から平成30年度までは黒字で徐々に利益が増え、最終的には3年間で2億6千3百万円の黒字になる計画になっています。平成26年度の診療単価と患者数をもとに作成しています。収益の部の中で、医業収益の入院・外来収益、運営費負担金と費用の部の中で、給与費、材料費などの金額の大きい変動費について、34ページの附属

発 言 者	内 容
	資料をつけています。医業収益は、患者一人一日当たりの収入に延べ患者数をかけて算出しています。給与費は、常勤医師給与と看護職員給与を中期計画の指標をもとに、7対1看護を維持できる人員体制で算出しています。材料費の薬品費、診療材料費、給食材料費も患者数の増加による医業収益増に比例して増加する見込みです。経費の中の委託費については、現在業務委託を行っている給食、医事、寝具、清掃業務などです。材料費、委託費ともに患者数の増加に比例して増えています。運営費負担金については、設立団体である市が支出するもので、救急医療を確保するための経費や院内保育所の運営経費などがこれにあたります。企業会計と地方独立行政法人会計の会計処理で大きく違うのが、収支計画の収入の部の営業収益中の「資産見返物品受贈額戻入」です。金額は3年間で徐々に減っていき、総額で8百万円となります。通常、資産を受贈した場合、単年度で臨時利益として処理しますが、地方独立行政法人法の会計基準では、その固定資産の耐用年数期間の減価償却費に対応する形で、「資産見返物品受贈額戻入」という収益を計上し、収益と費用が対応し、収支のバランスをとる会計制度になっています。収支計画と予算の収入部分の差は、収支計画上にある資産見返物品受贈額戻入の分です。資金計画については、発生主義の収支計画と異なり、現金主義によるものです。資金収入金から資金支出金を差し引いたものが次期繰越金となります。資金収入の内訳としては、診療業務、健診業務による収入、市から

発 言 者	内 容
	の運営費負担金、共同利用型、託児所などの補助金等による収入、保育料収入、主治医意見書などの雑収入などがあります。資金支出の内訳としては、給与費、材料費などの業務活動支出、財務活動による支出のその他の財務活動による支出は、医療機器などのリース料です。各事業年度とも次期繰越金がプラスとなっており、3年間の合計では2億8千4百万円の繰越金となる見込みです。運営費負担金とは、地方独立行政法人法第85条の規定に基づき、次の経費については設立団体が負担することとされているものです。その性質上当該公営企業型地方独立行政法人の事業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費と当該公営企業型地方独立行政法人の性質上能率的な経営を行ってもなおその事業の経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費を指し、具体的には救急医療を確保するための経費で、医師や医療技術者の待機経費、空床の確保等経費、リハビリテーションその他の先駆け的医療経費、検診運営等経費、地域医療連携室運営経費、院内保育所の運営経費などがこれにあたります。資産見返物品受贈額戻入とは、運営費交付金・寄附金・無償譲与・補助金等の財源で取得した固定資産の見合いで負債に計上され、固定資産の減価償却に伴って、資産見返負債戻入という収益に振替されるもので、費用・収益を均衡させるために必要なものです。

発 言 者	内 容
委員長	ただいまの説明に対して、ご意見等があればお願いします。
委員	医業収益の入院診療単価と外来診療単価が年々下がる計画になっているのは、中期計画で平均在院日数が増えることが影響しているということでしょうか。
医療センター事務局	その影響も多少はありますが、もう一つの要因として、脳外科よりも単価が低い内科の患者の割合が増えることが影響しています。
委員長	脳外科と内科の割合はどのくらいですか。
医療センター事務局	患者数では、平成28年度で脳外科が25人、内科が20人、平成29年度と平成30年度で脳外科が25人、内科が25人を計画しています。
委員	収支計画の総利益が平成28年度と平成29年度に大幅に増加する要因は、医療従事者の確保ですか。又は、D P C 導入が影響したのでしょうか。
医療センター事務局	医師数が、平成28年度で1名増、平成29年度でも1名増となることから、患者数も増加することによるものです。
委員	医療機器導入計画（案）は、電子カルテを含め、医療センターの機能を維持するために必要な医療機

発 言 者	内 容
	器が網羅されているということですか。
医療センター 事務局	現時点で考えられる医療機器について記載しています。古くなった医療機器等もありますが、支障の無い範囲で、できる限り使っていきたいと考えています。
委員長	医療機器導入計画（案）の項目で、どれが新規でどれが更新ですか。
医療センター 事務局	新規のものは、電子カルテ、エルベ電気メス、リハビリ治療機器です。生化学自動分析装置と自動血球計数装置は、かなり古く、故障が多く、診療に支障を来していることから更新するものです。
委員長	収支計画（案）の中の経常損益24,697千円と総利益34,799千円の差は何ですか。
医療センター 事務局	法人税の還付である臨時利益12,900千円と臨時損失2,798千円の差です。
委員長	ジェネリック医薬品採用率の平成30年度目標値50%は、材料費の薬品費に反映されていますか。また、通常医業収益の約25%が医薬品費だと思いますが、計画上は何%になっていますか。
医療センター 事務局	ジェネリック医薬品採用率が上がると薬品費も下がり、診療費も下がりますが、パーセンテージに影

発 言 者	内 容
	響が出るほどではないと思います。
委員	現在と計画期間中の補助金の内訳を示してください。
医療センター 事務局	平成26年度は、一次救急の外来事業補助で夜間急病センターに関し76,585千円、二次救急の共同利用型分31,224千円、その他託児所関係や医師事務補助関係など4,147千円です。法人設立後は、運営費負担金がメインとなります。医療圏の自治体で負担してもらっている一次救急の補助金については、今後の具体的方向性はまだ決定していません。
市事務局	運営費負担金と補助金の関係について説明します。平成26年度の補助金等収益約112,000千円は、夜間急病センターに係る一次救急の補助金76,585千円を含んだものですが、平成28年度以降の一次救急の補助金は、運営費負担金に全額含まれます。そのほかに、共同利用型病院事業経費の一部約26,400千円と、院内保育所運営費から保育料収入を差し引いた院内保育所運営費約16,000千円が含まれ、合計で約119,000千円となります。共同利用型補助金については、国、県、市がそれぞれ負担して、市から直接補助金として支出しなければならないものとなっているので、平成28年度以降、補助金等による収入に計上しています。

発 言 者	内 容
委員長	医療圏内の市町村が利用患者数に応じて負担している一次救急の補助金76,585千円分は、地方独立行政法人においては交付税対象となることから、町村の負担がなくなる可能性もあります。非常に有利な制度だろうと思います。
委員	計画期間中、特段のハード面での改修などの経費は必要ないということでしょうか。
市事務局	施設面での整備については、総務省の操出基準により、2分の1から3分の2を市が負担していくことになりますが、今回の中期計画（案）には、整備計画がありませんので、その分は含まれていません。
委員	医療機能を維持するために将来新病院を建設する計画があると思いますが、現在の施設において、改修や高額医療機器に関わる経費はないということですね。
市事務局	不採算医療に関する経費について、市が負担してもよいという基準はありますが、この中期計画（案）では独立採算で運営してもらうことを前提にしていますので、市の負担金の増額はありません。
委員長	地方独立行政法人は、そもそも民間では担えない赤字部門をやっていくものであることから、仮に赤

発 言 者	内 容
	字が生じた場合には、行政が負担すべきものと思います。
医療センター 理事長	現在、診察室が三つありますが、急患をエコー室で診ている状態で、医師の増員計画どおりとなった場合の診察室の確保に悩むことになると思います。そのほかにも、トイレの構造やお年寄りに不便な病室の棚の位置など気になるところはあります。手術室やMR I 室などは問題ありません。
委員	急を要する事態が生じたら、行政のバックアップをお願いしたいと思います。
委員長	市で西都児湯医療センター施設整備基本構想の策定を始めたところで、そちらの方も可能な限り速やかにやってもらいたいと思います。
委員	国が地域医療構想ということで全国の病院のベット機能をどうするかという話がある中、この医療圏についての協議がありました。将来高齢者が増え、慢性期や急性期のベット数を増やさなければならないものの、その先は人口減少を迎えるということで、ベットの使い方を考えていくことが重要になります。地域の医療機関との連携の中で、医療センターとしての将来ビジョンがありますか。
委員長	中期計画（案）で病床利用率が50%強となっていますが、救急病床の確保などから現在の91床は維持

発 言 者	内 容
	してもらいたいと思います。厚労省は医療費削減の面からベット数削減を推していますが、病院の経営面からもある程度のベット数確保は必要だと思います。医療センターが脳外科を中心として循環器、消化器、呼吸器などの医療機能を持つ中核的医療機関となることが医療圏内の住民の安心につながることでと思います。移転計画のある宮崎市郡医師会病院や医療圏での位置付けなど、諸々の問題が関係してきますが、今のベット数の確保を希望したいと思います。
医療センター 理事長	ある研修会での話しですが、「これからの救急医療そのものは老人医療である。大都市圏では、救急医療を民間医療機関が担う割合が高い。地方ではそれが逆転し、公的医療機関が担う割合が高くなる。」ということでした。市内に二次救急指定病院が三つありますが、民間で担えなくなる状況がくることも考えられます。91床が適正かどうかはわかりませんが、医療センターが救急医療を担っていくという計画は正しい選択だと思います。
委員	民間病院と公的病院で重なる部分では、まず、公的病院が率先してベット数を削減しようという流れになってます。民間病院の医療機能を補填することやバックアップすることが公的病院に求められてくると思うので、将来の民間病院の医療機能を見

発 言 者	内 容
	据えた上での計画が必要です。公的病院となることで、民間病院からの要望や期待が増してくると思います。他の医療機関との連携や調整を通じてそれらにえられるようになると、地域の貴重な医療資源としての地位が確立していくと思います。
委員	50床でスタートした前身の医師会病院では、その限られた病床数での調整をしなければならず、夜中でもベットの移動が頻繁で、患者にも医療スタッフにも負担が大きいものでした。そのことからしても、100床前後の病床数は必要だと思います。
委員長	ほかにご意見等がなければ予算（案）、収支計画（案）、資金計画（案）について了承したいと思います。 これで、中期計画（案）の審議を終えます。この中期計画（案）の今後の取扱いについて、説明をお願いします。
市事務局	中期計画は、法人設立後に提出されるものです。法人設立までの約半年間に常勤医師が増加するなどにより修正の必要性が生じましたら、再度審議していただくことになりますのでよろしくお願いします。

（２）地方独立行政法人西都児湯医療センター業務方法書（案）について

発 言 者	内 容
委員長	次に、「地方独立行政法人西都児湯医療センター業務方法書（案）について」説明をお願いします。
市事務局	業務方法書について説明します。 1の業務方法書の意義ですが、業務方法書とは、地方独立行政法人が行う業務に関する事項に関して、定款を補足する形でまとめたものとなります。定款とともに法人の業務執行に関する基本的な事項が記載されるものです。地方独立行政法人法において作成と市長の認可が義務づけられています。 次に2の作成手続きですが、法人が案を作成し、市長に認可申請を行い、市長が評価委員会の意見を聴いたうえで認可を行うこととなります。認可を受けた後は、法人は業務方法書を公表することとなります。 次に、3の記載すべき事項ですが、地方独立行政法では、業務方法書に記載する事項は市の規則で定めることとされています。現時点では、規則を制定しておりませんので、規則（案）ということでお示ししておりますが、(1)法人の定款に規定する業務に関する事項、(2)業務の委託に関する事項、(3)契約に関する基本的な事項、(4)その他法人の業務の執行に関し必要な事項を記載することとしております。 この業務方法書は、あくまでも地方独立行政法人が作成し、認可を受けるべきものでありますが、来年4月1日からすぐに業務を行っていく必要がありますので、法人設立前にあらかじめ評価委員の皆さまのご意見をお聞きしておきたいと考え、今回提案さ

発 言 者	内 容
	せていただいております。認可は法人設立と同時の来年４月１日となる予定です。 業務方法書の具体的な内容についてご説明します。 第１条では、業務方法書の目的を記載しています。法人が行う業務の方法について基本的事項を定め、業務の適正な運営に資することを目的としています。第２条では、業務運営の基本方針として、中期目標に基づき、効率的効果的な業務運営に努めることを記載しています。第３条では、住民の健康の維持及び増進のため、定款に定める病院（西都児湯医療センター）の設置、運営を行うことを記載しています。第４条では、第１項で、定款に規定されている業務について記載しているほか、第２項には建物の一部などを職員以外の医師等に使用させることができることについて記載しています。また、第３項には、法人の目的の範囲内で調査研究を受託したり他と連携して行うことができることを記載しています。第５条と第６条では、業務の一部を外部に委託することができること、その場合には委託契約を締結することを記載しています。第７条では、法人の契約について一般競争入札を基本とするが、性質や目的によっては、指名競争入札、随意契約等によることができることを記載しています。第８条では、より具体的な業務の運営の方法については、会計規程など法人が理事会に諮って定める規程に定めることについて記載しています。

発 言 者	内 容
委員長	ただいまの説明に対し、特にご意見等がなければ了承したいと思います。

(3) 地方独立行政法人西都児湯医療センター役員の報酬等の支給基準
(案) について

発 言 者	内 容
委員長	次に、「地方独立行政法人西都児湯医療センター役員の報酬等の支給基準（案）について」説明をお願いします。
市事務局	役員報酬等支給基準について説明します。 1 の報酬等の決定の手続ですが、①地方独立行政法人は、役員に対する報酬等の支給の基準を定め、市長に届け出る。②市長は、届出のあった報酬等の支給の基準を評価委員会に通知する。③評価委員会は、報酬等の支給の基準が社会一般情勢に適合したものであるかどうかについて、市長に意見を申し出ることができる。④地方独立行政法人は、報酬等の支給の基準を公表する。という流れになります。業務方法書と同様に、役員報酬等基準につきましても法人設立後に法人が定めるものではありませんが、4月1日からの法人業務開始というスケジュールの都合上、あらかじめ評価委員の皆さまのご意見をお伺いする形をとらせていただいています。 次に、2 の基本的な考え方ですが、地方独立行政法人法第48条で、役員等の報酬については、地方公

発 言 者	内 容
	共団体等の給与、他の地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該法人の業務の実績その他の事情を考慮して定めなければならないとされています。 次に、３の支給基準（案）ですが、２の基本的な考え方をもとに、具体的にどのような基準で報酬等を定めるのかを記載しています。前提として、役員については、理事長は常勤、理事及び監事は非常勤とすることを考えています。まず、理事長ですが、常勤役員として基本給、医師手当、賞与をその職務に対する報酬として支給することとしています。基本給は、月額70万円、医師手当、これは理事長が病院長を兼務し、診療に従事する場合にのみ支給されるものとなりますが、月額50万円、賞与については、年間基本給の３か月分、病院長兼務の場合は基本給と医師手当の合計額となります。この賞与は、法人の業績等に応じて50%の範囲内で増減ができることとしています。 そのほか、通勤手当として病院の職員と同様の算定方法により支給することとし、退職手当については支給しないこととしています。 次に、理事及び監事の非常勤役員ですが、理事会への出席や監事につきましては監査を実施した際に、その日当として支給することとなり、額は１日あたり３万円としています。 なお、職員が役員を兼務する場合には、役員としてのこれらの報酬は支給せず、職員の給与を支給することとしております。

発 言 者	内 容
	次のページは他の地方独立行政法人の報酬についての比較表です。 理事長の報酬については、基本給が73万円から80万円、医師手当については0円から80万円、賞与は、0月から約3.5月分となっております。退職手当については、多いところで在職1月につき基本給の0.3月分（在職4年であれば14.4月分）となっております。非常勤役員手当については、3万円から5万円という額となっております。 次のページは、ただいま説明しました支給基準（案）を具体的に法人の規程の形でまとめたものです。月例給、医師手当などのほか、出張の際に支給する旅費についても規定しています。
委員長	ただいまの説明に対し、ご意見等があればお願いします。
委員	他の地方独立行政法人との比較で選定の対象とした理由は何ですか。
市事務局	3団体とも九州管内であること、理事長の報酬が年俸制でなく月額で規定されていること、基準病床数が医療センターに近いものであることです。
委員長	ほかにご意見等がなければ了承したいと思います。

発 言 者	内 容
市事務局	業務方法書（案）と役員の報酬等の支給基準（案）については、法人設立日付けでの評価委員会の意見が必要となります。今のところ、設立日までにこれらについて変更はない予定です。予定どおり来年の4月1日に法人が設立され、これらが提出された場合は、評価委員会の意見として、「意見なし」とさせていただきますと思います。

4 その他

特になし

5 閉会